

情報公開制度と個人情報保護制度

平成25年度の運用状況

市では、市民の知る権利を保障するための「情報公開制度」と、プライバシーを保護するための「個人情報保護制度」を実施しています。広報今号では、この二つの制度の平成25年度実施状況をお知らせします。

問 総務課 代表

情報公開制度

どなたでも市が持っている情報の閲覧や視聴、写しの交付を求めること（行政情報公開請求）ができます。個人情報などの例外を除き、原則として公開します。平成25年度の運用状況は表1の通りです。

●平成25年度 行政情報公開請求の状況（表1）

請求 手続 件数	決定 件数 ※	決 定 内 容					却下
		全部 公開	部分 公開	非公開	不存 在	存否 応答 拒否	
64	74	30	19	8	17	0	0

※1件の請求に複数の決定を行う場合があります

個人情報保護制度

プライバシー保護のため、市に個人情報の適正な取り扱いを義務付け、また、本人には市が保有している個人情報の開示、訂正、消去・廃棄、利用中止を求める権利を保障する制度です。平成25年度の運用状況は表2・3の通りです。

●平成25年度 保有個人情報開示請求などの状況（表2）

請求の 種類	請求 手続 件数	決 定 状 況				その他 取り 下げ
		承諾	一部 承諾	不承諾	却下	
開示	24	15	6	5	0	0

※訂正、消去・廃棄、利用中止の各請求はありませんでした

※1件の請求に複数の決定を行う場合があります

●個人情報取扱事務の状況（表3）

平成25年度中の届出数			平成25年度 未現在累計
新規事務	内容変更	廃止	
31件	6件	20件	654件

情報公開や個人情報開示などの請求方法

▶請求場所

〒191-8686日野市役所 1 階市民相談窓口内情報公開窓口（FAX581-2516）

▶情報公開請求方法

郵送、FAXまたは電子申請で受け付けます。請求に必要なものはありません。

▶個人情報開示などの請求方法

本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）を持参し、市民相談窓口へ。また、個人情報訂正請求の場合には、情報が誤りであることを証明するものも必要です。

情報公開などの決定と方法

請求日の翌日から原則14日以内に公開・非公開などを決定し、お知らせします。情報の閲覧などで市役所にお越しいただく場合があります。なお、写しの交付には、1枚10円掛かります。

不服申立制度

情報公開請求などに対する市の決定に不服がある場合には、市に対して不服申し立てができます。申し立てを受けた市は審査会に諮問し、その答申を尊重して最終決定をします。

情報公開・個人情報保護審査会

情報公開請求などに係る不服申し立てについて、市からの諮問を受けて審査する機関です。市長が委嘱した5人の委員で構成されています。平成25年度の諮問の審査状況は表4の通りです。

●不服申し立ての状況（審査会における諮問の審査状況）（表4）

※平成26年3月31日現在

審査会の判断・審査状況	件数
市の決定を妥当としたもの	0
市の決定の一部を不当としたもの	2
市の決定の全部を不当としたもの	0
不服申し立ての取り下げを受けて、市が諮問の取り下げをしたもの	1
審査中のもの	6

平成25年度は、審査会を12回開催、審査件数9件（前年度からの継続を含む）

情報公開・個人情報保護運営審議会

情報公開・個人情報保護の両制度が適正に運営されているかをチェックするための審議機関です。10人の委員のうち4人が市民公募の委員です。個人情報の取り扱いについての諮問のほかコンピューターネットワークの管理運営に関する重要事項なども審議します。平成25年度の審議会への諮問状況は表5の通りです。

●平成25年度審議会への諮問（表5）

諮問事項	件数
要注意情報の収集	11
本人以外からの収集	4
本人以外収集の通知省略	4
目的外利用	11
目的外利用の通知省略	11
外部提供	0
外部提供の通知省略	0
外部とのオンライン結合	4
合計	45

平成25年度は8回開催、諮問案件数18件

※1件に複数の諮問事項が含まれている場合があります



**発売中
1,000円**

日野市の歴史と魅力が満載の1冊




懐かしい日野の風景、人々の生活の営みを年代別に写真で紹介

日野の農業・工業・商業を支える方々へのインタビュー

日野流

日野市市制施行五十周年記念誌

発売場所

中央図書館、高幡図書館、日野図書館、多摩平図書館、平山図書館、市政図書室

問 企画調整課 代表